

IFRSがローンコベナンツ に与える影響について

平成24年4月17日
みずほフィナンシャルグループ
与信企画部

1. ローンコベナンツとは

①

(1) コベナンツとは

- コベナンツとは、貸付人と借入人との間で調印される金銭消費貸借契約に規定される借入人の義務で、財務健全性維持や担保提供の制限等を確約する条項
- 取引先の事業内容・資産や損益の状況等に応じ、個別に設定

(2) コベナンツの主な目的

- 借入人の事業リスクを一定の幅に収め、貸出債権の安全性を確保
- 借入人の業績悪化の兆候を早期に認識
- 借入人がデフォルトした際の清算価値の維持と清算時の債権確保
- 借入人は、行為義務を明示することで安定的な資金調達方法を確保

(3) コベナンツの主な効力

- 借入人がコベナンツに抵触すると、貸付人は期限の利益を喪失させる等の権利を持つ

1. ローンコベナンツとは

②

(4) コベナンツ設定の考え方

- 主にシンジケート・ローン、コミットメントライン等の契約に設定
- 借入人の事業内容・資産状況・損益状況等を総合的に勘案し、借入人に合った適切なコベナンツを個別に設定

イメージ図

緩すぎるコベナンツ

業況悪化時でも
機能しない懸念

貸出債権の安全性確保
に繋がらない懸念

適切な
コベナンツ

事業内容

資産状況

損益状況

厳しすぎるコベナンツ

業況に問題がない時
でも抵触する懸念

貸付人・借入人とも必
要以上に管理負担発生

(5) コベナンツ項目

■ 主なコベナンツについて

①財務制限条項

- 純資産維持条項 : 純資産額を一定水準以上に維持する規定
- 利益維持条項 : 一定の利益水準を確保する規定

②投資適格維持条項（格付維持条項）

格付機関による格付を一定水準以上に維持する規定

③担保提供制限条項（ネガティブ・プレッジ条項）

本契約に基づく債務を除く借入人または第三者の負担する債務のために、担保提供を行わないことを規定

④パリパス条項

無担保債権等について、他の無担保債権と平等に扱うことを規定

1. ローンコベナンツとは

④

(6) 財務制限条項の代表的な契約内容（ご参考）

【純資産維持条項】

借入人は、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比●●%以上かつ●●億円以上に維持すること。

【利益維持条項】

借入人は、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される●●損益が、平成●年●月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

2. コベナンツ付案件の状況

⑤

(1) コベナンツ付案件のタイプ

- コベナンツ付案件は、シンジケート・ローン契約及び相対のローン契約の両タイプ有り
- コベナンツ種類のうち、財務制限条項については、「連結」財務諸表ベース、「単体」財務諸表ベース及び「連結・単体」双方の財務諸表ベースに係る規定有り

(2) コベナンツ付案件数

- コベナンツ付案件数は、シンジケート・ローン契約及び相対のローン契約あわせて約5,000件（みずほ銀行・みずほコーポレート銀行合算ベース）
- このうちの大半に財務制限条項が付与されている
- なお、代表的な財務制限条項である「純資産維持条項」・「利益維持条項」のうち、「連結」または「連結・単体」の財務諸表ベースで設定されているケースは、あわせて約40%

3. IFRS導入に影響を受けるコベナンツ項目

⑥

(1) IFRS導入の影響 (B/S、P/L)

■ IFRS導入による主な影響は、以下のとおり

- ①B/S面では、退職給付債務・連結範囲・金融商品会計等の会計基準の差異が、純資産額に影響
- ②P/L面では、会計基準の差異による影響のみならず、IFRSでは経常利益・特別損益が表示されない

(2) IFRS導入の影響 (コベナンツ項目)

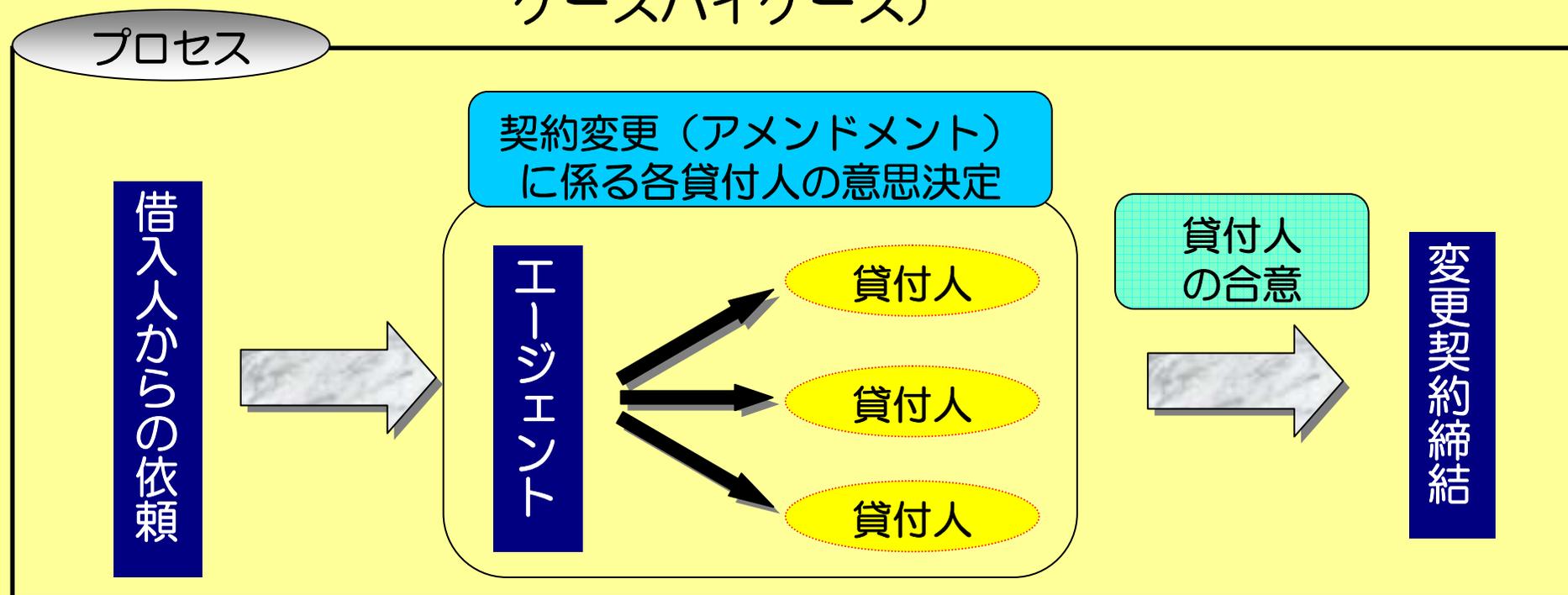
■ IFRS導入の影響を直接受けるコベナンツ項目は、財務制限条項

例

- 純資産維持条項
- 有利子負債条項
- 利益維持条項
- 自己資本比率維持条項 等

シンジケート・ローン契約変更（アmendメント）

- 借入人からの依頼 : IFRS導入に伴う財務制限条項の見直し
- 貸付人の対応 : 各行が行内決裁を経たうえで、回答
- スケジュール : 最短2ヶ月程度を想定（貸付人の検討期間、借入人からの情報開示状況によってケースバイケース）



まとめ

- 借入人がIFRSを導入した場合、コベナンツ（財務制限条項）に与える影響を踏まえ、契約変更等の対応が必要
- 契約変更にあたっては、IFRS導入が借入人決算に与える影響、既往契約との連続性、借入人の業況等を勘案し、個別に対応
- 「みずほ」において、IFRS導入に影響を受けるコベナンツ（財務制限条項）は相応に存在。また、シンジケート・ローンで対応している場合は、地銀を含め他金融機関等への影響もあり

所見

- IFRS導入に伴う契約変更等に係る借入人・他金融機関等への影響を踏まえ、銀行として円滑な対応ができる態勢の整備を行うとともに、借入人のIFRS導入に伴い契約変更等が必要な場合は、適切な対応を行う